



サポートカー限定免許

都市と違って地方で生活するには自家用車は必要なため
高齢になり運転に不安を覚えることがあっても、なかなか
運転免許の返納はできないという人も多いことから昨年5月
にできた制度で、既得の普通免許に

「普通車はサポートカーに限る」

という条件を付与するものです。

この免許で運転できるサポートカーは2020年以降に発売され

① 衝突被害軽減ブレーキ
(対車両、対歩行者)



② ペダル踏み間違い時
加速抑制装置



を備えた車に限られますが、後付けの装置については対象
外となります。(メーカー別対象車両が警察庁ホームページ
に掲載されています。)

この制度は免許返納までの中間段階としての位置づけで

◎ 家族など周囲の人に余計な不安を抱かせない
というメリットはありますが

◎ 車の買い替えなど費用が掛かる
というデメリットもあります。

免許更新や車両購入時の参考にしてください。